

- (一) 区分五に該当する者 一九、四一〇単位
- (二) 区分四に該当する者 一四、五八〇単位
- (三) 区分三に該当する者 一〇、七八〇単位
- (四) 障害児 一三、七五〇単位
- (2) 介護保険給付対象者(3)及び(4)に掲げる者を除く。
- (3) 生活介護サービス費等及び介護給付費等単位数表の第6の1の児童デイサービス費(以下児童デイサービス費)という。を算定される者(4)に掲げる者を除く。 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者 一六、四四〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 一三、六八〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 一〇、七〇〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 八、二九〇単位
- (4) 共同生活介護サービス費を算定される者 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
 - (一) 及び(二)に掲げる者以外のもの 一、七六〇単位
 - (二) (一)から(三)までに掲げる者 一、七六〇単位
 - (三) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者(三)に掲げる者を除く。 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
 - a 区分六に該当する者 一〇、五〇〇単位
 - b 区分五に該当する者 七、二九〇単位
 - c 区分四に該当する者 五、六八〇単位
 - d 区分三に該当する者 四、八六〇単位
- ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの
 - (一) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロからニまでに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く) 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数
 - (1) (2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者 一八、六八〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 一二、九四〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 八、一一〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 四、三三〇単位
 - (2) 区分二に該当する者 二、九一〇単位
 - (3) 区分一に該当する者 七、二八〇単位
 - (二) 障害児 七、二八〇単位
 - (三) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者のうち区分六に該当するもの(3)に掲げる者を除く。 一六、四四〇単位
 - (四) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者 八、二九〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 五、五三〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 三、九二〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 一、一〇〇単位
- イ 令第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする
 - ロ 重度障害者等包括支援を受けた者
 - ハ 自立訓練を受けた者
 - ニ 共同生活援助を受けた者
 - ホ 旧法施設支援を受けた者
- 四 令第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額は、三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに次の算式により算定した額を合計した額とする。

当該月のサービス利用計画作成費の支給額(合計)×当該月のサービス利用者(施設入所支援を受けた者及び前号に掲げる者を除く)の数を1未満の整数(その数が1未満のときは、その数が1未満のときは1とする。)、当該月におけるサービス利用計画作成費を支給された者の数

地域区分欄に掲げる甲地	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる特別区	千分の千七十一
地域区分欄に掲げる特甲地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる甲地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる乙地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる丙地	千分の千
合計	

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき、食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条の三第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、別表二の二の項中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者又は同項第一号に掲げる者のうち、特定障害者及び特定障害者同一の世帯に属する者の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市長村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)の額を合算した額が二万円未満であるもの」とする。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)以下「令」という。第二十一条の三第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる特定障害者(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)以下「法」という。)第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。

一 二十歳以上である特定障害者 次のイからニまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額

イ 認定月額額（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）附則第七條第一号に規定する認定月額額をいう。以下同じ。）が六万六千六百六十七円を超える特定障害者（ハ及びニに掲げる者を除く。）六万六千六百六十七円から別表一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額を乗じて得た額及び認定月額額から六万六千六百六十七円を控除して得た額と二分の一を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ロ 認定月額額が六万六千六百六十七円以下である特定障害者（ハ及びニに掲げる者を除く。）認定月額額から別表一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額。ただし、当該額が二万二千元を下回る場合は、二万二千元とする。

ハ 特定入所サービス（法第三十四條第一項に規定する特定入所サービスをいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六條第二項に規定する要保護者をいう。）である特定障害者であつて、食費等の負担限度額（令第二十一條第三項に規定する食費等の負担限度額をいう。）を二万二千元以上イ又はロにより算定した額未満とした場合には保護（同法第二條に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの。二万二千元以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

ニ 特定入所サービスのあつた月において被保護者（生活保護法第六條第一項に規定する被保護者をいう。）である特定障害者。二万二千元

二 二十歳未満である特定障害者。次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 別表二の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

ロ 別表三の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額

別表一	特定障害者の区分	額
一	十八歳未満の者	三万四千元
二	六十五歳以上の者	三万円
三	六十歳から六十四歳までの者又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく障害基礎年金を受給する者（障害の状態が同法第三十條第二項に規定する障害等級の一級に該当するもの（前項に掲げる者を除く。）	二万八千元
四	前三項に掲げる者以外の者	二万五千元

別表二	特定障害者の区分	額
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千元
二	令第十七條第一項第二号から第四号までに掲げる者	五万円

別表三	特定障害者の区分	額
一	別表一の一の項に掲げる者	十九條第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費又は法第三十條第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の額に九十分の百（法第三十一條の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同法第三十一條の規定が適用される場合を超え百分の百以下の範囲内において市町村が

別表二の二の項に掲げる者	額
一	十九條第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費又は法第三十條第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の額に九十分の百（法第三十一條の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た額）を乗じて得た額に市町村特例割合で除した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
二	十九條第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費又は法第三十條第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の額に九十分の百（法第三十一條の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た額）を乗じて得た額に市町村特例割合で除した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

○厚生労働省告示第五百三十三号
 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二條の四第二項の規定に基づき、家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、表の二の項中「掲げる者」とあるのは、掲げる者又は同項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割（同法第二百二十八條の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額が二万円未満であるものとする。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十四号
 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二條の四第二項第三号の規定に基づき、食費及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

支給決定障害者の区分	額	
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千元
二	令第十七條第一項第二号から第四号までに掲げる者	五万円

○厚生労働省告示第五百三十三号
 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二條の四第二項の規定に基づき、家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、表の二の項中「掲げる者」とあるのは、掲げる者又は同項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割（同法第二百二十八條の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額が二万円未満であるものとする。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十四号
 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二條の四第二項第三号の規定に基づき、食費及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

支給決定障害者の区分		額
一	十八歳未満の者	三万四千円
二	六十五歳以上の者	三万円
三	六十歳から六十四歳までの者又は国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)に基づく障害基礎年金を受給する者のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の二級に該当するもの(前項に掲げる者を除く)	二万八千円
四	前三項に掲げる者以外の者	二万五千円

○厚生労働省告示第五百三十五号
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第八條の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームを次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十八号
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第七條第三号イ(1)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームは、次の各号に掲げる基準を満たす精神障害者福祉ホーム(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五法律第百二十三号)第五十條の二第四項に規定する精神障害者福祉ホームをいう。)以外のものとする。
 一 おおむね二十人の人員を利用させることができる規模を有するものであること。
 二 次に掲げる設備を設けていること。

- イ 居室
- ロ 集居室兼娯楽室
- ハ 調理室
- ニ 浴室
- ホ 洗面所
- ヘ 便所
- ト 管理人室
- チ 相談・指導室
- リ 事務室

三 前号イの居室は、次に掲げる基準を満たしていること。
 (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、長期間の療養に配慮した環境を設けた場合には、定員を複数人とすることができる。
 (2) 地階に設けてはならないこと。
 (3) 利用者一人当たりの床面積は、収納設備及び調理設備等を除き、八・〇平方メートル以上であること。
 (4) 一以上の出入口が、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられていること。

四 利用者一人当たり二・三・三平方メートル以上の建築面積を有していること。
 五 次に掲げる職員を置いていること。
 イ 管理人 一
 ロ 医師 一以上
 ハ 指導員 三以上
 ○厚生労働省告示第五百三十六号
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第十一條の規定に基づき、障害者自立支援法施行令附則第十一條に規定する厚生労働大臣が定める者を次のように定め、第一号及び第二号については平成十八年十月一日から、第三号については平成十九年四月一日からそれぞれ適用する。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十七号
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第十一條に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。
 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第百六十六條第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練の利用者
 二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(次号において「介護給付費等単位数表」という。)第12の5の短期滞在加算を算定される者のうち継続的に居室その他の設備の提供を受ける者
 三 介護給付費等単位数表第12の8又は第13の9の精神障害者退院支援施設加算を算定される者
 ○厚生労働省告示第五百三十八号
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第七條第三号イ(1)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十八号
 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五條第一項(同令第七條において準用する場合を含む。)及び第四十四條第一項(同令第四十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの
 (指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの)
 第一條 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五條第一項(同令第七條において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四條第一項(同令第四十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

一 介護福祉士
 二 居宅介護従業者養成研修(障害者等)障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)以下「法」という。第二條第一項第一号に規定する障害者等をいう。)に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次條の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)別表第二に定める内容以上のもの、同告示別表第三に定める内容以上のもの又は同告示別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者